

社団法人全国老人保健施設協会では、平成 21 年 10 月 20 日、厚生労働省政務三役(大臣、副大臣、政務官)ならびに厚生労働省老健局長宛に、また 10 月 29 日、民主党幹事長宛に「インフルエンザ対策における緊急要望書」(全老健第 21-287 号)を提出いたしました。要望書本文については、以下のとおりです。

社団法人全国老人保健施設協会
会長 川合 秀治

インフルエンザ対策における緊急要望書

新型インフルエンザ(A/H1N1)は流行期に入り、今後も一層の拡大が懸念され、国民の 4 人に 1 人が罹患するとの予測もあります。と同時に、季節性インフルエンザの流行も懸念されています。

インフルエンザに対する予防対策と診断・治療行為は益々重要になりますが、感染拡大期及びまん延期においては、地域における感染防止、診療体制の確立という観点から、医療機能を有する介護老人保健施設の役割は極めて重大です。

介護老人保健施設においては、医療行為が介護保険給付からの包括払いとなっています。このため、診療や感染防止対策等の適切な体制を構築し、実行しても、その請求手段が存在しません。

地域での感染のまん延に対して、治療や予防対策という役割を担っても、それが保障されないことにより、施設経営の根幹を揺るがす事態を生じるとともに、治療や感染防止対策の遅れ等を招くことさえ危惧されます。

自治体の要請により休業せざるを得ない状況に陥った施設においては、その存続さえも危ぶまれます。また、まん延期において人員基準を満たすことができない可能性や基礎疾患を有する入所者や介護従事者への優先的ワクチン接種の問題など課題は山積しております。

全国老人保健施設協会としては、「医療行為に対する介護保険を財源とした包括給付の見直し」を求めています。インフルエンザの流行期を迎えるという緊急事態に鑑み、法令や通知の改定を伴わない、現実的な対応として、包括外給付を中心としたインフルエンザ対応策を別紙の通り要望するものです。

(別 紙)

インフルエンザ対策における緊急要望事項

- (イ) インフルエンザのまん延を防ぎ、利用者の生命を守るために、介護老人保健施設におけるインフルエンザの診断・治療への包括外給付を要望する
- (ロ) インフルエンザがまん延すれば医療機関の混乱も想定されるため、インフルエンザの合併症対策も可能になるよう介護老人保健施設での合併症治療への包括外給付を要望する
- (ハ) 抗インフルエンザウイルス薬、新型ならびに季節性インフルエンザワクチン、迅速診断キット、防護用具(マスク、手袋、ガウン等)の確保・供給と、感染予防対策への財政的支援策を要望する
- (ニ) 重篤な基礎疾患を有する利用者、利用者へ直接接する介護従事者に対する新薬ならびに季節性インフルエンザワクチンの優先接種を要望する
- (ホ) 感染者へ濃厚接触した介護従事者への抗ウイルス剤等の予防投与の費用、業務上で感染した職員への医療支援、休業への補償を要望する
また、人員配置の不足が生じた場合の柔軟な対応を要望する
- (ヘ) 都道府県等の要請に応じて、通所事業を休業した場合や入所の規模を縮小した場合の減収分の補填を要望する
- (ト) 風評被害が生じないようにマスメディアへの適切な対応を要望する
- (チ) 療養型病床群の再編が進行する中で、医療機能を有しながら、インフルエンザ対応さえ保障されていない介護老人保健施設における医療提供の在り方についての抜本的な見直しを要望する

以上